

特254

714

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

解 神 祭

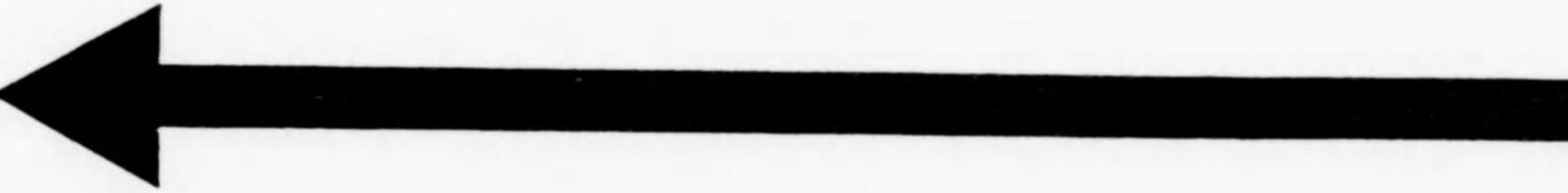
一 直 地 宮



院 書 方 東

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

始



特254
714

祭

神

解

宮 地 直 一

目 次

序 言	一
祭神の分類法	一
國家に功勞ありし神々	六
祖神と氏神	七
殖產興業の神	二
福神・幸神	三
武神	九
たより神	二
文藝神	三
外來神	四

祭 神 解

宮 地 直 一

序 言

現在我國には神宮を初め奉り、官國幣社以下府縣郷村無格社を通じ、十一萬に餘る神社が鎮座し、是等の多くの神社が國內至る處に散在してゐる。而かもこれ等諸社は鎮座の年代又その動機に於ては千差萬別で、凡てを一樣に律し難い。然れば此に奉祀する神祇即ち祭祀の主體となり崇敬の對象となる祭神が亦それに順應して、その種類に屬性に多岐に亘つたらう事は想像に難くないので、現に個々の神社に就て見てもこの間の事情は立派に看取せらるゝである。

既に然る以上、神社の祭神問題に直面して、之に一應の解説を加へるのは決して無意義の業といはなれいであります。殊に何時の時代如何なる場所に於ても、神社の主體となるものは祭神であり、之を度外視しては、その社も、又此に執り行はるゝ祭神も存在の價値ないものとすれば、祭神の研究、それは神社研究と云ふテーマの對象として誠に重大な内容を形成するものといはねばならぬ。次に最近昭和二年の調査により、現に我が國に存する神社の總數を示すこととする。

熊佐大福高愛香德和山廣岡烏鳥富石福秋山青岩福宮
歌

本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手島城

二十一三十六十一十一十一十一

— + + = + + + = = - - + + + - + + + + +

- + + + + + + + = + + + - + - - + + - +

! ! ! - ! - ! ! ! ! ! - ! ! - ! ! ! ! ! !

11

- - - | - - - | - - - | - - - | - - - | -

四一三九一一二二八六三三七三二四四一五一—四二

長崎縣山縣會三奈板萊千群燒新長兵神大京東北始

奈海方

野・阜・賀・梨・岡・知・重・良・木・城・葉・馬・玉・渴・崎・庫・川・阪・都・京・道 加

二一三一ニ一九一ニニ一一ニ二一四八二一

社
一一一三一六一

— 1 — | 社

社四二一

社

中華書局影印
新編全蜀王集

小社

1100 聚丙烯酸丁酯

地方別

官幣大社

官幣中社

日常小社

官清社
國故

大社
國幣

社國幣小

計

山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮長岐濱山靜愛三奈栢

木良重知岡梨賀阜野城鳥手森形井田川山取根山鳥口

三四八七二二八〇一三四二八三〇九三一八三二六四一八四二九二八一五〇

九 二 〇 三 五 三 七 六 三 四 九 三 八 七 五 三 〇 九 三 九 三 一 〇 七 四 六 八 七 三 一 四 二 一 七 九 四 七 三 三 五 〇

一、〇六三
五七九
一、六二八
二、三五七
一、〇五二
九二〇
八九五
一、五九六
六四二
一、〇九一
二、〇七一
一、〇九一
四四一
六九二
八三九
五五六
一、〇六六
一、五五五
二、一三二
五〇四
七八五
一、一九八
九四五
二七四

二、一九二 四〇三 七五 九五四
一、五〇五 六三一 八八四
一、六四一 六二三 二、七七六
二、九一九 五〇九 一、三三五
四九 七〇六 三二九 二五五
五〇九 七一四 二五五 二九〇
四三一 四三四一 三、六八七 四四八

五

三、三一五
一、五一三
七二九
三、五一九
三、二九九
一、六〇七
一、九一三
五、〇三七
三、三六一
一、三一二
四、一三四
九八九
八〇七
九八九
二、三〇四
一、三一八
一、六六八
一、九一四
二、八九二
八五九
一、三七六
五、〇二一
五、三一九
八五五

和歌	香徳高愛佐大福宮鹿熊	媛川島山	鷲崎本賀分岡知兒	計
一五	七二	三九	一	八七一
六六七	二四六	一三五	二二二	三、五四
一、九八九	二、一七三	一三三	二二八	一、二二一
二、七三一	二、五〇九	四、六七九	一、一九六	一、一九九
三、四〇六	五〇一	五、〇七四	一、二四〇	一、二四〇
七四〇	四、六三六	二、一一九	二二二	一、一六六
一、六三六	三、二五四	四、三〇一	九八〇	一、一九九
三、二五四	二六二	七三九	四一九	一、一九九
一、〇三五	一、五九二	四、六八八	四四四	一、五九二
九三	七三九	六二、八八三	一、一二、二〇二	八
二、七三一	四、六七八	一		六
三、二〇三	五〇一			
三、四〇六	四、六三六			
七四〇	三、二五四			
一、六三六	二六二			
三、二五四	一、〇三五			
一、九八九	九三			
二、一七三	七三九			
四、六七九	四、六七八			
五、〇七四	四、六七八			
二、一一九	二、一一九			
四、三〇一	四、三〇一			
七三九	七三九			
一、九一八	一、九一八			
四、三〇一	四、三〇一			
七三九	七三九			
一、五九二	一、五九二			
八	八			

神社の總數はかく多數に上るといへ、そこに奉祀せらるゝ祭神の種類がかく多數にまします譯でなく、又紀記風土記その他の古典に見えるすべての神々が是等神社の祭神として鎮座まします譯でもない。即ち一神にして數百乃至數萬時には萬以上の多くの神社に分記せられて居る方もましませば、古書に記され傳統に保存せられた多くの神々が、悉く奉齋せらるゝものでなく、その中で祭神として奉祀せらるゝ事由を持たるゝ特種の方々に限つて神社の祭神となられたと考ふべきで、即ちそこに何かの準據による選擇が行はれたものに外ならないのである。

祭神の分類法

次に本論に入り諸社の祭神に就て解説を加へる事とするが、十一萬に餘る諸社のそれに就て無秩序的に解説を加へることは云ふべくして行ひ難いものである。のみならずそれは徒らに繁瑣を増す丈であるから、此には暫く祭神に或る分類を加へ、その下に叙述を進めるこゝする。而してその分類法に就ては様々の考案が廻らされるので、例へばその根本に溯つて之を自然神と文化神に分類して云ふ事も出來よう。しかしこれに依る時はその限界を定めるに色々の困難が生ずる。仍つて此には至つて月並的のものながら、便宜御神徳により之を類別する事とする。もとより祭神の御神徳は單一的なものでなく他方面に亘つてのそれを發揚してゐるものが多い。例へば宗像三神は阿曇氏の祖神といつき、祭らるゝと同時に、航海の神としての崇敬も篤いと云つた風で、隨つてこの方法も必ずしも絶對的のものは云ひ得ない。論旨を進める中には同一祭神の重出やむなきに至る場合もあるこゝ信するが、これ亦止むを得ぬ所、豫め讀者の諒恕を乞ふ次第である。

さてこの分類法に隨つて祭神を類別し、大略

- 一、祖神と氏神
- 二、國家に功勞あつた神々
- 三、殖産興業神
- 四、福神幸神
- 五、武神
- 六、たより神
- 七、文藝神
- 八、外來神

以上の中に、就て一應の説明を加へることとする。

祖神と氏神 祖神並に氏神祭祀の風習は遠く上代にその起原を發し、爾來何時の時代にも神祇信仰の中権觀念を形成しつゝ進み來つたものである。此に所謂祖神とは、自己の祖先を崇敬するの餘り之を神格祝して祭祀した神々であり、氏神とは氏全體のものが崇事する神々即ち一族の守護神と定義することが出来る。しかし子細に研究すると

祖神の中にも之れを祭る者と祭らるゝ神々の間に、實際的血縁を繋いだものもあればつないでゐるとの信念の下に祭祀されてゐるものもある。又氏神についても上代氏族制度崩壊後に於ては、その性質を全く異にして必ずしも上記の定義を以て律し難いものがあるに至つた。かくて是等神々の説明に就ては是非共之を沿革的に叙述するの要があるので、以下ごく簡略にそれを観ることとする。

さて上代に於ける國家體制が各氏々を基調とした一大氏族制度からなり、氏は更に細分されて血縁を同じうした數多の家族の一集團であつたことは、周知の事實に屬するが、是等氏々の祖は多く神代の神々から出づるものと傳へられ、人々はそれに對し強い信念を捧げてゐたのである。と同時に人間の靈魂は不滅のものであると云ふことに對しても、同様篤い信條が繋がれてゐたのであつた。而して是等信念から出發して、該氏族の記憶に永く消え失せざる印象を留めた祖先神を、又生前に於て廣大なる人格を有した祖先をそのまま神格視して之を祭祀するに至つたのである。

かくて發生したのが祖先神である。左に之が一二の例證を示すならば、該氏族と血縁的關係ありと信ぜられた祖神としては、筑前國の志賀海神社を擧げることが出来る。本社の祭神綿津見三神は、古事記伊邪奈岐尊の瀧の條に、

此三柱綿津見神者、阿曇連者之祖神以伊都久神也。故阿曇連等者、其綿津見神之子宇都志日金杵命之子孫也。と見えて、阿曇氏はどこまでも之を自己と血縁を以て繋がれた祖神として祭祀してゐたのである。阿曇氏は職業の關係上、祖先以來永くこの神を崇敬してゐたので、終にそこから上記の如き傳説が生れ出でたのであらう。

次に該氏族と血縁的關係ある祖神とを示すならば、備中國賀夜郡吉備津彦神社の祭神の如きそれであらう。本社に祭祀さるゝ大吉備津彦命は孝靈天皇の皇子にましく、同天皇の御宇この國に下られた方で、舊事紀に隨ふと吉備臣

等祖と見える。事實この地方にその子孫が繁衍してゐたのは蔽ふべからざる史實に屬する。而かも此に鎮座する吉備津彦神社の祭神としてこの神の祭られてゐるのは、これ等子孫が氏の祖神として生前の徳に感じ命を祭祀したと解すべきものであらう。尙ほ延喜式神名帳によると、肥後國阿蘇郡に國造神社と云ふのがあるが、これ等は阿蘇代々の國造家がその祖先を祭祀した社と推定しうるものであるまい。

次に氏神に就てもそれは一様には解し難いので、(一)該氏族と特別緣故ある神を氏神として祭つたものもあれば、(二)その居住地の神を此の名の下に崇敬し祭祀してゐるのも少くはないと考へらる。(一)に屬する適例は大和の石上神宮と物部氏との關係である。物部氏は鏡速日命から出づると傳へられてゐるが、本社に祭祀した神は節靈神劍である。蓋しこの氏族は古くから武事に携はつてゐたので、その關係上、終にこの神を氏神とするに至つたので、各地に散在する物部神社こそその祖神を祭つた社であらう。先に言及し簡陝海神社と阿曇氏の關係の如き、藤原氏が春日社、又源氏が八幡宮をその氏神と考へたが如き、皆同様に解せらるべきものであらう。なほ氏々の祖神と齋祀祭らるゝ神も、それは祖神であると同時に、この(一)の例に加へられし氏神であると云ひうるのである。しかし氏神であるが故に祖神であるとの結論の下しがたいのは歟々するまでもない所である。次に(二)に屬する例證は之を指示するに苦しむが、氏族の移植移住が頻繁に行はれたと想像せらるゝ上古に於ては、後入族が先住族の信奉した神々をそのまま信奉し、聽てはその神を氏の守神とするに至つた場合も優に起り得た事であらう。後の例ながら大鏡裏書には

藤氏之社事、鹿島、大職冠於常陸國誕生祝此所との傳を残してゐる。この記事については古くから色々と論ぜられてゐるが、少くともこれが書かれた王朝末期に

は、藤原氏の祖中臣鎌足が常陸國に誕生し鹿島社を信仰して居られたらうとの考へから出發して、この神をそのまゝ藤氏の氏神と考へたのであらう。又織田氏は越前國丹生郡の劔明神社を家の氏神として篤い崇敬を捧げてゐる。これは同氏の先祖がいつの世にか此の地方に住し本社を信仰してゐた機縁からして終に氏神社となつたものと思はるゝので、之に類した事例は上世に於ても屢々起り得たことゝ推察せらるゝ。延喜式神名帳によると、忌部、物部、石作、服部、弓削、矢作、等氏族名或は職業名を帶した神社が數多く散在してゐるが、是等は往昔その地方々に住した氏族がその氏神として祭つてゐた社であつたのであらう。尙ほ職業名を冠した神社に就ては後に云ふことゝする。

中世以降氏族制度が漸く崩壊すると、それにつれて氏神の性質も亦自ら異つた色彩をはなつて至つたのである。即ち氏全體の崇敬する所の神であるべき氏神は、その本来の姿を發揮し難い場合により多く遭遇し、反つてその土地に生れ、そこに居住する人々の守護神と考へられ、かくて氏神本来の姿は漸く消え更生した意味での氏神が發生したのである。臥雲日伴錄文安四年八月十三日の條に

凡世人以神明主干我所生之地者謂之氏神、

とあるのは、正にその間の事情を物語るものである。而してかくの如き姿に立ち代つた氏神は、その後時代の推移とともにこの傾向を益々濃厚たらしめたのであるが、又何時からともなくこれを産土神ウツヌカと名稱する様になり、氏神、産土神の名稱は併用して用ひらるゝに至つたのである、産土の語義に就ては學者の間に色々と論議されてゐるが、其の土地の神であつたと云ふ點には動きないので、随つて上代に吾れへが見た氏神とはどこまでも別のものであらねばならぬ。早く貞丈雜記(十六)にも

氏神と產土神と一つ事に覺たる人あり。あやまりなり。產土神は人々生れたる在所の鎮守の神なり。氏神は氏の元祖神なり。

と見えてゐる。蓋し產土神に對する右の説明は當を得たものと云ひうる。

國家に功勞ありし神々 この種の神々を祭祀した神社は頗る多い。遠く神代に溯つて建國の業に勳業のあつた神々から始めて、爾來人の世に入り今日に至る迄、國家の發展に寄與する所あつた人々はそのまゝ神格化され神と祭祀されてゐるので、この意味に於て上記祖神氏神の中にも、この列に加へるべき神々を少しとせないであらう。先づ前者即ち建國の業に勳功あつた神々に就て二三の例證を示すならば、大國主神、經津主神、建雷槌神、猿田彦神等を祭る神社の如きそれである。大國主神は自ら經營し給ひし國を皇祖に献じ、經津主、建雷槌兩神は皇祖の勅命により高ヶ原よりこの土地に降り、後東國に御座まして東夷經營に盡瘁せられ、又猿田彦神は皇祖を嚮導してこの土に進まれた神々である。上記吉備津彦神社祭神大吉備津彦命、安房神社の祭神天太玉命の如きも祭神の御功績に則して祖神と考へらるゝと同時に、亦之の列に加へられて何等支障ない神々である。

次に後者に屬するものは和氣清麿、同廣蟲を祭つた護王神社を始めで今日別格官幣社に列せられてゐる諸社の祭神は皆之に屬するものと云つて宜しい。これ等諸社の祭神の多くが國家の向上發展に又國難に當り、身命を賭して盡瘁された人々である事は更めて畷々を要しないので、云はゞその英靈を永く慰藉する意味に於て之を神と祭祀したのである。嘉永四年三月和氣清麿公に神號並に神階を賜つた時の口宣に

贈正三位民長卿和氣清麿爲人義烈、仕朝忠誠忘身直言全皇緒之功詳國史、追思其舊勤今宜崇謙王大明神授正一位。

と見ゆるが如き、その間の事情を頗る躍如たらしめてゐる、この他、地方德育に功勳のあつた人々、例は中江藤樹を祭つた藤樹神社、二宮尊徳を祭祀した報徳二宮神社の如き、地方民のその生前の徳に感じ之を神と祭祀したもので、これ亦右同様説明さるべきものであらう。尙ほこれはごく稀な例證に屬するが、その人の徳に感じ生前から之を神として祭祀した神社がある。例は常陸國筑波郡島名村岡田大明神、又靜岡縣盤田郡於保村池主神社の如きそれである。

前者はその地の代官であつた岡田寒泉を、後者は松岡萬の生祠である。蓋し國家に功勞あつた人々を死後そのまま神として祭祀し得た思想の淵源は上段に記述するが如く遠く、上代に溯つてゐるので、我國人に顯著な特質性の發揚と云はねばならぬ。殊に生祠に至つては神人同格の特質を持つ我が神道の精神をよく示したものである。

殖産興業の神

此には農業神を始め商工業守護神等を包含せしあ、それ等に就て云ふことにしたい。

(イ) 農業神 古事記の傳なる所によると、神々の中でも尤も尊い天照大神が自ら營田ましくしたとあり、又素盞鳴尊が之を妨げられた事が高ヶ原を追放され給うた罪狀の主たるものであつたと見えてゐる。尙ほかの大祓の祝詞の中にも、農業を妨害するのは天津罪に相當すると云はれてゐて、兎に角我か國史の展開されんとする頃には、農業が全盛期に入つてゐたのを覗はしめるに難くない。爾來我が國は何時の時代にも農業國として、國民の生活基調を之に係けてゐるので、早く大寶令の制定を見た時にも、國家の重典として祈年祭を始めて、大忌祭・風神祭等農事關係の祭名が擧げられてゐる。そして特に祈年祭に當つては、凡ての社の祭神に年穀の豐稔が祈られてゐるので、その精神は今に繼承せられてゐる次第である。この意味に於て、我國神祇の凡ては農業守護神にましましてとも云ひうるが、し

かし記、紀、古語拾遺等に徵すると、倉稻魂・稚產靈神・保食神・豐宇氣神・大氣津比賣神・大御食津神・御食津神・和加宇賀乃賣神・大年神・御年神・等の神々があつて、特にこの方面の属性を濃厚たらしめてゐる。即ち豐受神大氣津比賣神・保食神・稚產靈神等に就ては、その生前或は死後に於て、御身より五穀を始め農種を生じたとの傳が残され、又御年神についても、この神は大地主神の不淨行爲を怒り、營田の苗葉を枯損せしめられたと物語られてゐる。更に残りの諸神を見ても神そのものゝ本來の性格が一樣でないので必ずしも時を同じうして發生した神でなく、年序を経るまゝに、逐次その數を増して行つたのを覗ふに難くないであらう。この意味に於て、本居一派の神道學者がこれ等神々を以て異名同一神と解せんとした試みには賛同し難い。然るに延喜式祈年祭の祝詞を見ると、八百萬の神々に年穀が祈られてある中で、特に御年神々には

御年皇神等能御前爾白久、皇神等能依左志奉半奥津御年乎、手脇爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏取作半奥津御年乎、八束穗能伊加志穗能伊加志穂爾、皇神等能依左志奉者

と祈られてゐて、農業神がこの御年神によつて漸く代表されてゐるかに考へらるゝのである。尙ほ同祝詞には、吉野・宇陀・都祁・葛木等の水分神にも簡単ながら、同様の祈を捧げてゐる。然しこの神は、農事に關係深い水を司る神と考へられてゐたゝめであらう。そしてその關係は、丁度廣瀬神・龍田神が、同じく農事に深い因縁のある風や山谷水を司る神と考へられてゐたので、早くからこの神社にもこの種の祈願が込められてゐたのと同様に説明さるべきものであらう。太神宮諸雜事記(一)によると、いつも畏き事ながら、景行天皇御即位の廿一年、天照皇太神は御託宣あつて、丹後國與謝郡真井原に鎮りました御食津神を伊勢國度會郡沼木郷山田原宮即ち今の外宮の地に迎へ奉られ、

更に

我祭奉仕之時、先可奉祭豐受神宮也。然後我宮祭事可勤仕也と仰せられたのである。この一事を以てしても如何に農業神の重大且つ尊重された神にましたかと覗はるゝので、延喜式神名帳も所々に御食津神社、大歲神社、御年神社等農事關係の神社が鎮齊されてゐたのを物語つてゐる。序ながら民間俗説に隨ふと伏見稻荷神社の祭神は狐神であると云はれてゐる。しかしこれは全く根據のない説で、本社の祭神たる倉稻魂神が同じ農業神たる御氣津神と同一神であると考へられた事から起つた謬説俗説と思はれる。即ち御氣津神は時に普通で三狐神とも書かれたので、終にこの狐の字に拘泥し過て、祭神を狐と云ふが如きに至つたのであらう。

(ロ)商工業神 農業神に次いで商工業神、中でも商業神として擧げらるゝ神は極めてその數に乏しい。而かもその出現の年代に於ても遙かに後世に降るので、室町末期から徳川時代にかけては戎神(ニビス)が専ら商業守護の神として商家に尊崇されてゐる。しかしこの神は元來、大黒天等と共に福神として信仰され祭祀されてゐたもので、その屬性の一端が偶まゝ、商家に福を與へ利得あらしめると云ふ所から、轉て商家の守護神と云ふ風に考へらるゝに至つたのである。仍て此の神に就ては福神の條に記述することにしたい。この戎神の外に今一つ市姫と云ふ神がまし、市場の守護神と傳へられてゐる。神德略述總には

市座守護大市姫 商賈始祖西宮戎

大市姫者大山咲女素盞鳴妃、見古事記、今京都有市姫社爲市店之守護神蓋比神也。

として、この神を大山咲の姫神と云つてゐるが、別に市杵島姫神がそれであつたとも云はれてゐる。何れとも斷定し難るが、天明年間に書かれた津島市神祭祀(寫本)によると、古事記神代卷(上)天照大神と素盞鳴尊との誓約の段を引いて

天照大神素尊と御明誓之中にあれます大神心化の三女神なれども、素尊へ進ぜられまして尊神の御子なり。商家交易を守りの神誓ましませば市神とも申奉る。本宮は藝州嚴島に鎮ります是也、宮島の市杵稱して繁榮他に異なる事諸人の知る所なり

と記してゐる。これ等から推察を逞うすると、或は二神の物質を替へて神々を産まれたと傳へてゐるその物質交換と云ふ點に、上代の商業過程たる物々交換の思想を思ひ起し、この際生れました市杵島姫を市の神と考へるに至つたのであるまい。若し然りとすれば、この神には市杵島姫神が擬當されてゐたとするのが正しいかも知れない。しかしそれは何れにしても、徳川時代に入り商業が盛になると、この市姫神は戎神と共に市場神、商賈守護神として商家から篤い信仰を受けてゐる。中でも古くから尤も有名なものは京都市姫通りにあつた市比賣神社である。平安通志(十)によると、その舊地は堀川北小路上ル所にあつて、往昔の東市に當ると云つてゐる。社傳には延暦十四年五月開院冬嗣が官衙直屬の東西市の守護神として市杵島姫を勧請したものとあるが、その年代は兎に角として、恐らくは此に傳ふる如く、東西市の守護神として祭られてゐたものと考へて大過あるまい。尙ほ我が關東地方では天王社が市場と結びつけられてゐるのを多く發見するが、その事由は明にし難い。

次に工業神に移る。上代氏族制度がまだ崩壊せなかつた當時に於ては、中臣忌部は祭事を、大伴物部氏は軍事をと

云つた風に、氏々には世襲的に職業が定められてゐたのである。そして鏡作・玉作・弓削・矢作等主として今日の工業方面にたずさはつた氏族を數多く存したので、延喜式神名帳によると、

一、玉祖神社 玉作神社 二、鏡作神社 三、倭文神社 四、神服神社 五、弓削神社 六、矢作神社 七、楯縫神社

等の名稱を帶びた社が殆んど全國的に散在してゐる。これ等の社は云ふまでもなく、玉鏡を作り、衣服を縫ひ、弓矢の製作を家業とした氏の人々が、その守護神として、自己の職業に關係ある神々を祭祀してゐたのを示すもので、古語拾遺、天照大神石窟神隱ります段には次の様な傳説がものされてゐる。即ち大神が素盞鳴尊の無狀様に怒りまし天石窟に幽居しますや、天地六合は常闇となり、諸々の神達の愁迷は大變なものであつた。此に高皇產靈神は諸神を集へ給ひ慮議せられ思兼神の議により、天太玉神^{齊部氏}は諸部神を率ゐて和幣^{ニキア}を作り、石凝姥神^{鏡作}は天香山銅を以て日像の鏡を、又長白羽神^{伊勢國麻績氏之祖}は麻を以て青和幣を作られた。更に天羽槌雄神^{倭文之}は文布^{アマ}を、天柵機姫神^{諸忌}は神衣、櫛明玉神^{出雲國玉作之祖}は八坂瓊五衣簡御統玉を作り、手置帆神^{諸忌}彦狹知神^{紀伊國忌}の二神は天の御量を以て大峠小峠の材を伐り瑞殿を建て作り、又天目一箇神^{筑紫伊勢兩忌部之祖}は雜刀鐵鐸を作り、是等のものが具備して後、諸神達は大神の新殿に御遷御まさん事を一途に請ひまつゝと見える。今この傳を上記式に見えた諸社に併せ考へると、こゝに見えた神々にして、これ等の社に齊き祭られてゐた方々も少くはなかつたと想像せらるゝ。現に大和國葛下郡倭文神社の如き、倭文坐天羽雷命神社とあつて、この推設を裏づけるものと云ひうる。蓋し拾遺に記載する様な傳は、これ等職業に從事した家々に祖父繼承して傳へられ傳のまゝにこれ業神々を彼等の主護神として祭祀してゐたのである

祭

まいか。なほ徳川時代に入つても鍛冶職の者が、上記天目一箇神を、又建築業者が手置帆、彦狹知の兩神を信仰してゐたのからすると、上古の信仰がそのまま繼承され、これ等神々がそれゝにその方面の神威を發揚しつゝあつたのを推知するに難くないであらう。

福神 幸神 普く人々に福を與へ幸を下さるゝ神、それが福神である。この意味に於て神々の殆んど凡ては福神であり、幸神であつたとも考へ得るが、此にはさうした廣義の福神でなく、更に範囲を極限し、普通一般に福神、幸神と信仰されてゐる神の主なるものにのみに就いて云ふこととする。

先づ福神として舉ぐべきものに「えびす」と「三郎殿」とがある。長沼賢海氏の説ではえびすは蝦夷神であつたが時に普通により、海老主神^{エビス}とも記されたので、そこから出發して海の老並老翁との俗説が發生し、引いては航海の神漁業の神との信仰を演繹した。所が航海により商品が輸入されると、自然そこには市場が開かれたので更にこの神には商業神市場を守護する福神としての属性が附與され終に蝦夷神は福神と考へらるゝに至つたと云はれてゐる。次に三郎殿であるが、この神も何神でましまし／＼たかは明瞭でない。又何故に福神と信仰されたのかも開明にし難い。しかし多くの場合えびす、と並び稱され、又時には「えびす三郎殿」として恰も一神であつたかに考へられてゐる記文をすら残してゐる。源平盛衰記に

蛭子は三年足たぬ尊とおはしましければ、天磐株船にのせ奉り、大海原に推し出し流され給ひしかば、攝津國に流れ寄りて海を領する神となりて、夷三郎殿と顯れ給ひ云云

とあるが如き正にその一例に屬する。この記文からすると、これ等の神は更に蛭子とも異名されてゐたのが窺はるゝ

がそれは兎に角 福神としての兩神の信仰は室町時代以降には頗る旺盛であつた。例へば、狂言「釣り女」に汝が知る如く此年まで定る妻がない義ちや、承れば西宮の恵比壽三郎九郎殿は、けんぶく者と承る。これへ参り妻を申受けうと思ふ。汝共を仕れ。

と記し、更に又

さうべつ三郎殿は何にても欲しいものは釣針にて釣らせらるゝと承る。

とあつて、この神に祈る時は如何なる欲望も達しうるとの強い信仰が人々を支配していたのが彷彿としてゐる。かくて徳川時代に入ては、この神の名にちなんでえびす講やえびす市が各所に起り、船名等にもこの名を帶びたものが頗る多く出でこの神は時代の流行神として上下から篤い信仰を受くるに至つたのである。随つてこの神を祭る社の如きも次第に其の數を増し殆んど全國的に及んだ。その中で古くから尤も有名なものは、西宮えびすを始め嚴島・日吉・石清水等の末社につき祭られた同名の社である。

次にこの神と並んで大黒天・辨才天も早く鎌倉時代に現れ、福神の列に加へられてゐるが、元來この神は佛教の將來に伴つた佛教神であると考へらるゝから一切はその條に云ふこととする。續いて、サヘノ神の説明に移る。

この神は早くから岐神（船戸）塞神、手向神、道祖神等の名稱の下に信仰され、而かもこれ等の名稱は互に混淆して用ひられてゐる様である。中で岐神に就ては早く日本書紀神代卷の泉津平坂の條に

自此莫過即授其杖是謂岐神也

と記し、塞神は延喜式道饗祭の祝詞に悪疫をさやります神と説明されてゐる。又倭名抄は道祖神にサヘノカミと振

假名し、手向祭には道祖^{ミタナカミ}と註記してゐるが、この兩神には早く王朝の昔から旅中の幸福を願ふ風習があつて（朝野郡載）終局する所、初めの二神は惡疫を塞する神、後の二神は旅中を守護する神と信仰されてゐたかに窺はるゝ。既に然る以上是等神々が總括的にサイの神と云はれ、時に相混淆して記述されたのはむしろ當然の事と云はねばならぬ。なほこゝに併せ一言したいのは百大夫と保食神とである。百大夫は大江匡房遊女記に隨うと、

南側住吉西廣田、以之爲祈徵壁之處、殊事百大夫道祖神之一名也。

とあつて専ら遊女・傀儡子の間に篤い信仰を受けた神であり、傀儡子記に「夜則祭百神」と見える百神、又後世白大夫・福太夫の名稱の下に祭られてゐる神も、同種類の神であつたらうと云はれてゐる。次に保食神は上段記述の通り農業守護神にましく、たが、農業を守護すること即ち農に幸を與へ下さるとの局限的な信仰は一步を進めていつからともなく、福神の代表的名辭として使用さるゝに至つた。即ち大黒天神或は、大黒・辨財・道祖・道行等の福神を擧げ是等一切諸宇賀神に申さく、と記し、又神道名目類聚抄に

宇賀神祭 福錄幸を祈る神事の行法なり

等あるのは、正しく右の事情を物語るものである。

武神 武神を祭る社として、最も人口に膾炙するものは八幡宮である。しかしこの社が軍神の社として信仰された動機は祭神の属性に之が原因を發するのでなく、之を信仰した源氏が武家であつたと云ふ點に負ふ所が頗る多い。即ち源氏は古くから自家の氏神としてこの社を尊崇してゐたのであるが、偶々中世に入り武人として天下に號令するの幸運に會するや、之が麾下にあつた武人は争つて主家の崇敬するこの社に崇事することとなり、此に源氏の氏神は

武家の守護神と考へらるゝに至つたのである。随つて八幡宮の祭神は後出的事由に基き武神としての属性を附與されたと解するより他ないので、元來の武神としては、むしろ常陸の鹿島社祭神建御雷祖神、下總香取社祭神經津主神、又信濃諏訪社祭神建御名方神等が舉げらるべきであらう。初めの一神は既に上段に云ふが如き事情によりそれ／＼今の宮地に鎮り給ひ東夷鎮撫の神として朝廷から篤い崇敬を受くるに至つたのである。又建御名方神は大國主の御子神として出雲國譲に際し出雲派神々の爲に最後の氣焰を擧げられた方でのち今の宮地に鎮座まし、これ亦東山道方面に於ける東夷經營の神と考へられたのである。後白河天皇の梁塵物抄に

關より東のいくさ神 鹿島香取にすわの神

と見えてゐるのを始めて、社記や軍記類には是等の神がいつの世にも武神として勇ましい活躍を残されたのを物語つてゐる。なほ東國に於ける是等諸神と相並び西國に於てもこの種の属性を發揚してゐる神々がある。筑前の宗像、同香椎、豊前の宇佐等の祭神はそれである。しかしこれも嚴密に云へば八幡宮の場合と同じく元來から武神にましたのではない。奈良朝以來九州の北邊には新羅を始め諸外寇の難が屢々起り、その都度これ等神々に祈願を込められ、それが根本の動機となり、この地方に於ける外敵鎮撫神として有名になつたのである。ともあれ中世以降武神の代表的のものは八幡神で、武家の起請文中に何はさて置いてもこの神だけは忘れられなかつたが如き、右の事情を立派に傍證するものであらねばならぬ。尙ほ此に附記すべきは神としての豊臣秀吉及び徳川家康である。更めて暇々する迄もなく兩神はその生前武家の棟梁として天下に號令した人で、その歿後幕下の武人に依つて神と祭られたのである。尤もその裏面には輻輳した數々の事情が纏綿するが、一度神となつて後は武家から篤い崇敬を受けてゐたので、この點

に兩英靈も武神の列に加へられて何等支障ないものと考へる。

たより神

悪疫の流行・怪異の出現に對する恐怖はいつの世にも人々をしてたより神の存在を認識せしめてゐたが、就中奈良朝以前に於ては之等神々は専ら疫神の姿に於て出現してゐる。大寶令に見える鎮花祭・道饗祭等は蓋しこの疫神の行疫も鎮退する目的の爲に行はれた祭祀で、それ以外にも時に疫神を京師の四隅や畿内の十坊に祭り、又廣く天下に令じて之を祭らしめた事もあつたのである。次いで平安朝に入つてはこの種の信仰は益々旺盛となり、加ふるに外來信仰の影響を受け一切の不祥事は皆疫神の行爲と考へられ、その都度この神を祭祀する催が行はれたのである。その代表的なものが御靈會であつた事は更めて畷々する迄もないが、例ば正暦五年紫野今宮に疫神を祭する社が、又これより先貞觀年間に牛頭天王を祭る天神堂が祇園寺の一角に創立さるゝ等の事が起つたのは注目に値する。此に牛頭天王とは祇園精舍の守護神と云はれ、流行病に靈驗ある神と信奉されてゐたので、終にこの機に乘じ祭祀さるゝに至つたものらしい。然るにこの神は素盞鳴神と同じく荒神であつた關係上、早くから牛頭天王即素盞鳴神との信仰を更生し、天王社、祇園社の御祭神は素盞鳴神にますと云はれ、この信條の下に疫氣流行に際しこの神を祭ることすらあつたと傳へられてゐる。なほこの社から蘇民將來符とて疫神護符の發行されるのは、備後風土記に物語られてゐる蘇民將來傳説に因んだもので、後この護符は一般に疫神を祭る社や寺院からも配札さるゝこともあつた様である。

この疫神の信仰の外にたより神の類に入れらるべきものに怨靈神がある。世上悪疫の流行は上に云ふ通り疫神の行為と考へられてゐたのが、その半面には不遇に死んだ人々の怨魂の致す所との信念も亦強く作用してゐた。か

くて平安朝以來遇發的に起つた怪異や悪疫の流行はこの信念と相提携し、終に奈良朝以來不遇や冤罪で死んだ人々を呼び起すに至つたのである。

一早良親王 二伊豫親王 三藤原夫人（伊豫親王母）四藤大夫（藤原廣嗣）五橘大夫（橘逸勢）六文大夫（文屋宮田麿）

等はその主なるもので、後之に

七吉備聖靈（吉備内親王）八火雷天神（井上内親王）

が加へられ、これ等諸靈は八所の御靈と呼ばれ怪異悪疫の起る毎に畏崇せられ、人々は世にこれを慰める意味に於て先に一言した御靈會を催し歌舞音樂等を行つたのであつたが、總て御靈社の祭神として永くこれを鎮祭するに至つたのである。その後藤原時平の讒に會し太宰府の適所に怨死した菅原道實の靈も怨靈になり昇天して暴威を逞うすると信ぜられ、當時起つた不祥事は一切この靈に結びつけられたが、これ亦北野社に祭祀さるゝこととなり、その後は之が信仰内容にも二次的の推移を來し、これに祈る時は、その難を免れ得ると考へらるゝこととなり、上に云ふ八所御靈社にも同様の觀念が繋がれたゝを將來する怨靈神は變じて漸く之を鎮退する神と仰がるゝ傾向を顯著にした。

鎌倉時代かな南北朝にかけて崇徳院や後鳥羽院さては新田義興等の怨靈問題が世上の恐怖をそゝつた事もあつたが、何れも神と鎮祭さるゝに及んで、鳴を鎮めたやうで、その後に於ては怨靈神の消息は殆んど史上から絶たれてゐる。

文藝神

王朝を通じて公卿紳縉の間に盛に流行した文藝は、終に鎌倉時代に入りこの方面に著しい屬性を發揚した

た神々を產出した中で、和歌神、文學神、等はその代表的のものである。先づ和歌神としては攝津住吉・紀伊玉津島

それに歌聖としてあがめられた柿本人麿がいつしか神と祭られ、上の二社祭神とともに和歌三神と云はれてゐる。中で人麿を祭祀するに至つた根本の動機は柿本影供に始まるものと推定せらるゝ。即ち人麿を影供するの風習は早く王朝に行はれてゐたのであるが、之を敬慕するの念は單なる影供を以てして満足し難く、そこから更に一步を進めて、之を神格視し、終に歌道守護神と崇事するに至つたのである。次に住吉社は綿津見三神をその祭神と仰ぎ、由來和歌には全く關係ない神であつたが、王朝中期以降歌人の此に參詣し詠歌を奉り、或は社頭に和歌を自署しその上達を願ひ功驗を仰ぐ事が度々行はれた關係上、いつからともなくその神格を變更せしめ、既に鎌倉時代に入つては純然たる和歌神となりましたのである。殘る玉津島社も祭神が衣通姫と考へられ、而かもこの神は和歌に因縁深い神であつたので、和歌道守護神と信仰された次第である。なほ徳川時代に入ると例へば橋窓自語に、

和歌三神 住吉・天満宮・玉津島姫の三柱云云

とある如く、人丸に替うるに道眞を以てしてゐるものがある。神と祭られた道眞は上段に云ふが如き屬性を發揚してゐたのであるが、その生前に於ける文筆の達者であつた事は、總てこの神の屬性を一變して文學の守護神と考へしめ、既に王朝末期から之に詣で文藝道の上達を願ふものが數くなかつた。そして時の經るまゝにこの傾向は愈々顯著となり、室町以降には文人歌人の本社を中心に、天神講を催し、待歌和歌和漢聯句等を行ふものが多く、又一般庶民も學問手習を上達せしめる神として篤い信仰を捧げてゐたのである、今もこの神を鎮座する洛北の本社にはその祭祀中に、筆始祭・御手洗祭・明月祭・初雪祭等があつて、是等は皆文神としての道眞を祭祀した往昔神事の遺風と云ひ得るものである。尙ほ傳によると王朝末期の人藤原成道は鞠を祭り之に供物を捧げたと云はれ、又後鳥羽上皇も鞠神とし

て松下明神を篤く信仰ましゝたと傳へられてゐて、鞠神に對する信仰にも見るべきものがあつたかに覗はるゝが、その本來の性質上割合に局限的な信仰として一般的のそれは呼び起さなかつたやうである。

外來神

桓武天皇の大同年間に齊部廣が作製した古語拾遺によると

秦公祖弓月百廿縣民而歸化矣……皆有其祠未預幣帛例也

とあつて、我國には古くから外來人本來の信仰に係る神々が祭られてゐたのを物語つてゐる。蓋し古代から唐土朝鮮と文化交渉を持ち、又彼國人の歸化する人々があつた以上、それに伴ふ彼土の神々が持來されたのはむしろ自然の歸趣と云はねばならぬ。現に延喜式を見ても、神名帳を始め祝詞中にはそれと推定し得る神々を擧げ又之を祭祀してゐるのである。今是等神祇に就て見るとその種類は必ずしも一としないので、佛教・陰陽道・道教等の神々や又支那國土本來の神々が存してゐるのである。

先づ佛教神に就て云ふと、早く靈異記には佛そのものを隣國の客神と記してゐて、佛は馳て外來神と信奉されてゐたのを窺はするが、その後天部神のそのまゝ神社の祭神と祭られてゐるものも尠くない。就中四天王及び帝釋天は早くからその名を國史に留めてゐるので、三代實錄貞觀九年十月五日の條に、達江國四天王神に從五位下を授くとあるのを、同書元慶二年九月十六日の條に

是日授石見國石塔鬼王帝釋天王國社神並從五位下

と見えるのは正にその一例に屬する。尙ほ辨才天も鎌倉時代の頃から辨才天社として祭られてゐる。中でも相州江の島辨才天社、江州竹生島の同社の如きは早くからその名を史上に残し尤も有名である。そして鎌倉時代以降にはこの

辨才天の信仰は他の天部神のそれにも増して隆盛となり、之が分布も漸く全國的となつたのであるが、その頃からこの神本來の属性に係る辨才、音樂を司るとの信仰にも動搖を生じ、辨才即辨財として財寶を守護する神と信奉され、終に七福神の列に加へらるゝ様になつたのである。この辨才天と並び云ふべきに大黒天がある。先に言及する通りこの神も天部神に屬し佛教傳來とともに招したもと云はれてゐる。由來大黒天は鬪戰神、施福神としての兩様の性格を具有してゐる神で、我國神社の祭神として祀られたものは主として後者の属性を發揚し、夷神辨才天ともに福音としての信仰を集めてゐたのである。俗説では大國主神即ち大黒天と云はれてゐるが、蓋し普通による異字の適用から後世附會された説で、もとよりそのまゝ信奉すべきものでない。

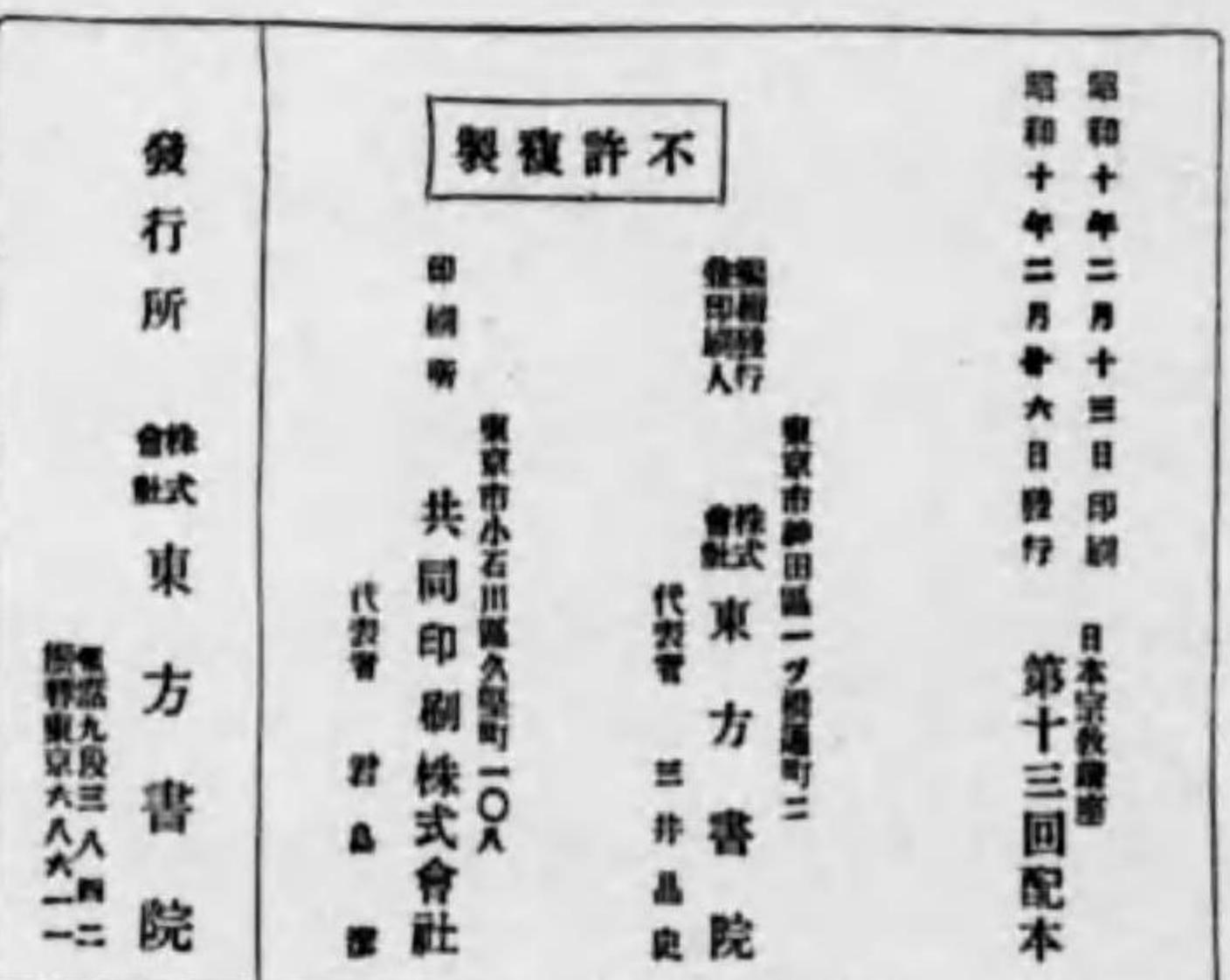
この他、聖天・鬼子母神・夜叉神・毘沙門天・等の佛神も神社の境内に祭られ一般攝末社と等しい地位に居るが、それ等に就いては云はぬこととする。

次に道教陰陽道等の神々を見ると、早く延喜式大祓祝詞には司命・司藉・等の神名が殘され、又大和大三輪神社鎮座次第記中には五府神等があつて、これ等は皆道教關係の神にましたと云はれてゐる。即ち司命司藉神は人の生命を五府神は同じく五臟を司る神であるが、就中五府神の如き大三輪社境内に祭られてゐたとあつて、他にもこの種に入る神々の祭祀されてゐたらう事が想像せらるゝが、その間の事情を懲すべき文献の勘いのを尤も遺憾とする。又後者即ち陰陽道に關係深い神としては大將軍社、妙見社等の祭神を擧げうる。大將軍は古來武に關係ある星で、この信仰は我國に入り佛教と交渉を生じ終に神と祭祀するゝに至つた。祇園社には早くからこの神を祭つてゐた記事があり、この他諸國にも同名の社が數多く存してゐる。次に妙見社は北極星、北斗七星等を神格化し祭祀したもので、北辰社・

星宮・七星明神社等は何れもこの神を祭神としてゐる。もとこれ等諸星に對する信仰は陰陽家又佛家の間に行はれ、我國に於てもその初めは單に屬星祭、本名祭等の名前の下にこの儀例が行はれてゐたのであるが、後大將軍等とともに神社の祭神と仰がるゝやうになつた。その分布の範囲は全國的に亘るが、就中周防妙見社・宇佐・宗像社等の境内にある同名の社は尤も有名で、東國地方に於ては秩父妙見社等は之に比儕するものと云ひうる。關東の千葉氏・中國の大内氏等は早くから之の社を氏神社とし篤い崇敬を捧げ、一般衆の中にも之に崇事した者が尠くない。

上記佛教道教陰陽道等に屬した神々の外にこれ等のものと趣を異にした云はゞ支那本土傳來の神々も早く我國に輸入されてゐた。續日本記によると、延暦年間牛を殺して漢神を崇る習俗があり、而かもその範囲は伊勢・尾張・近江・美濃・越前・紀伊・等に迄及んでゐたとある。又別に神名帳や古記の類に徴すると、敬滿神社・大壁神社・高麗神社・新羅神社等が見えるが、中で敬滿神社は秦始皇の裔孫功溜を、又大辟神社は始皇の遠祖を祭つたと云はれてゐる。蓋し秦氏が歸化の際彼等の信奉した神と共に將來したもので、高麗神社新羅神社も亦同様高麗人新羅人の信奉した神であつたに相違ない。そしてこれ等神々の中には時勢の進むにつれ我國在來の神祇と區別さることなく、或は神階を賜り、又式内社に列せられ朝野から篤い信仰を受けたものも尠くなかつた。

以上ごく概略乍ら我國神社の祭神を類別しその主なるものに就き解説を加へ終つた。尤も右の他にも云ふべき數々を残して居るので、例ば俗信仰の神に就て論ずるが如き頗る興味深いものがあるが、紙面の都合上一切を割愛することとした。(完)



終

